

兵庫県公報

令和2年2月25日 火曜日 第85号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	9
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）	9
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	10
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	10

公 告

○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	14
○ 同 上（同）	18
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	24
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	24
○ 同 上（中播磨県民センター）	24

病院局公告

○ 入札公告（県立尼崎総合医療センター）	25
----------------------	----

告 示

兵庫県告示第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

中佐土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏 名
田中辰雄

住 所
豊岡市大谷391番地



に改める。

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
多田Ⅱ (102010386)	姫路市山田町多田（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
豊富(1)Ⅱ (102010387)	姫路市豊富町豊富（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐良和Ⅱ (102010388)	姫路市飾東町佐良和（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
志吹Ⅰ-2 (102010389)	姫路市飾東町志吹（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
八重畑Ⅰ-2 (102010390)	姫路市飾東町八重畑（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
城見台(2)Ⅰ-2 (102010391)	姫路市城見台一丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図6までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月4日（水）から同月18日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、飾東出張所、北出張所及び船山出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年3月18日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺町 I-2 (128010321)	宍粟市山崎町上寺 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年3月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第790号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

志吹 I (102010189) の項中別図22、八重畑 I (102010201) の項中別図31、豊富 II (102010234) の項中別図64、城見台(2) I (102010244) の項中別図74を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、飾東出張所、北出張所及び船山出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年3月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成18年兵庫県告示第875号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

上比地BⅡ(128010060)の項中別図49を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年3月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第112号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

寺町Ⅰ(128010219)の項中別図20、横須AⅡ(128010227)の項中別図28を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年3月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第399号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

塩田AⅡ(128010134)の項中別図63、塩田BⅡ(128010133)の項中別図64、塩田(1)Ⅰ(128010132)の項中別図65、塩田(2)Ⅰ(128010127)の項中別図70、比地町CⅡ(128010122)の項中別図75、青木BⅡ(128010103)の項中別図94、高下(1)Ⅰ(128010099)の項中別図98、高下BⅡ(128010095)の項中別図102、春安Ⅰ(128010085)の項中別図112を次の図面のとおり改める。

中井AⅡ(128010115)の項中「中井AⅡ」を「中井(2)AⅡ」に改め、別図82を次の図面のとおり改める。

中井AⅡ(128010110)の項中「中井AⅡ」を「中井(1)AⅡ」に改め、別図87を次の図面のとおり改める。

中井BⅡ(128010112)の項中「中井BⅡ」を「中井(2)BⅡ」に改め、別図85を次の図面のとおり改める。

中井BⅡ(128010109)の項中「中井BⅡ」を「中井(1)BⅡ」に改め、別図88を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年3月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大釜(2) I (102010169)	姫路市飾東町大釜(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
小原(1) I (102010170)	姫路市飾東町小原(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
小原(2) I (102010171)	姫路市飾東町小原(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
小原(3) I (102010172)	姫路市飾東町小原(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
小原Ⅲ (102010173)	姫路市飾東町小原(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
小原新 I (102010174)	姫路市飾東町小原新(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小原新Ⅲ (102010175)	姫路市飾東町小原新(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
北野(1)Ⅲ (102010176)	姫路市飾東町北野(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
北野(2)Ⅲ (102010177)	姫路市飾東町北野(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
清住(1)Ⅱ (102010182)	姫路市飾東町清住(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
清住(2)Ⅱ (102010183)	姫路市飾東町清住(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
清住Ⅲ (102010185)	姫路市飾東町清住(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
塩崎(1)Ⅲ (102010187)	姫路市飾東町塩崎(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
塩崎(2)Ⅲ (102010188)	姫路市飾東町塩崎(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
志吹 I (102010189)	姫路市飾東町志吹(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
唐端新 I (102010190)	姫路市飾東町唐端新(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
唐端新(2)Ⅱ (102010192)	姫路市飾東町唐端新(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

唐端新(4)Ⅱ (102010194)	姫路市飾東町志吹(別図18の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
唐端新(2)Ⅲ (102010197)	姫路市飾東町唐端新 加古川市志方町西牧(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
唐端新(3)Ⅲ (102010198)	姫路市飾東町唐端新(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
豊国(1)Ⅰ (102010199)	姫路市飾東町豊国(別図21の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
豊国Ⅲ (102010200)	姫路市飾東町豊国(別図22の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
八重畑Ⅰ (102010201)	姫路市飾東町八重畑(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
八重畑(3)Ⅰ (102010203)	姫路市飾東町八重畑(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
八重畑Ⅱ (102010204)	姫路市飾東町八重畑(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
八重畑(2)Ⅲ (102010206)	姫路市飾東町八重畑(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
山崎Ⅱ (102010207)	姫路市飾東町山崎(別図27の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
夕陽ヶ丘(1)Ⅰ (102010208)	姫路市飾東町夕陽ヶ丘(別図 28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
夕陽ヶ丘(3)Ⅰ (102010210)	姫路市飾東町夕陽ヶ丘(別図 29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
夕陽ヶ丘(4)Ⅰ (102010211)	姫路市飾東町夕陽ヶ丘(別図 30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
御蔭Ⅰ (102010227)	姫路市豊富町御蔭(別図31の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
御蔭Ⅱ (102010228)	姫路市豊富町御蔭(別図32の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
御蔭(1)Ⅲ (102010230)	姫路市豊富町御蔭(別図33の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
御蔭(2)Ⅲ (102010231)	姫路市豊富町御蔭(別図34の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
神谷(2)Ⅱ (102010232)	姫路市豊富町神谷(別図35の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
神谷Ⅲ (102010233)	姫路市豊富町神谷(別図36の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり

豊富Ⅱ (102010234)	姫路市豊富町豊富(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
多田Ⅲ (102010237)	姫路市山田町多田(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
東多田Ⅰ (102010238)	姫路市山田町多田(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
西山田Ⅰ (102010240)	姫路市山田町西山田(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
南山田Ⅲ (102010241)	姫路市山田町南山田(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
福地Ⅱ (102010242)	姫路市山田町南山田(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
城見台(2)Ⅰ (102010244)	姫路市城見台一丁目(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
城見台(3)Ⅰ (102010245)	姫路市城見台三丁目(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
城見台(4)Ⅰ (102010246)	姫路市城見台二丁目(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
城見台(5)Ⅰ (102010247)	姫路市城見台二丁目(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
多田Ⅱ (102010386)	姫路市山田町多田(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
豊富(1)Ⅱ (102010387)	姫路市豊富町豊富(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
佐良和Ⅱ (102010388)	姫路市飾東町佐良和(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
北野川Ⅰ (202010089)	姫路市飾東町北野(別図50のとおり)	土石流	別図50のとおり
庄川第2Ⅰ (202010093)	姫路市飾東町豊国(別図51のとおり)	土石流	別図51のとおり
佐土川Ⅱ (202010100)	姫路市飾東町山崎(別図52のとおり)	土石流	別図52のとおり
城山東谷Ⅰ (202010106)	姫路市豊富町豊富(別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
金竹東Ⅱ (202010110)	姫路市豊富町御蔭(別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
金竹奥Ⅱ (202010111)	姫路市豊富町御蔭(別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり
生野谷Ⅱ (202010112)	姫路市豊富町御蔭(別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり

糸井(1) I (137000012)	揖保郡太子町糸井 姫路市勝原区朝日谷(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
糸井(2) I (137000013)	揖保郡太子町糸井 姫路市網干区和久(別図58の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり

(別図1から別図58までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、飾東出張所、北出張所及び船山出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年3月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下比地bⅢ (128010055)	宍粟市山崎町下比地(別図1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
下比地AⅡ (128010056)	宍粟市山崎町下比地(別図2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
下比地I (128010057)	宍粟市山崎町下比地(別図3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
中比地bⅢ (128010058)	宍粟市山崎町中比地(別図4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

中比地AⅡ (128010059)	宍粟市山崎町中比地(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
上比地BⅡ (128010060)	宍粟市山崎町上比地(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
山崎(1)Ⅰ (128010061)	宍粟市山崎町上比地(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上比地AⅡ (128010062)	宍粟市山崎町上比地(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
比地AⅡ (128010063)	宍粟市山崎町金谷(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
段aⅢ (128010078)	宍粟市山崎町段(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
段BⅡ (128010079)	宍粟市山崎町段(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
段(2)Ⅰ (128010080)	宍粟市山崎町段(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
段AⅡ (128010081)	宍粟市山崎町段(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
段CⅡ (128010082)	宍粟市山崎町段(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
春安bⅢ (128010083)	宍粟市山崎町段(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
春安aⅢ (128010084)	宍粟市山崎町春安(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
春安Ⅰ (128010085)	宍粟市山崎町春安(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
木谷cⅢ (128010086)	宍粟市山崎町木谷(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
木谷dⅢ (128010087)	宍粟市山崎町木谷(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
木谷bⅢ (128010088)	宍粟市山崎町木谷(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
最上山Ⅰ (128010089)	宍粟市山崎町元山崎(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
最上山(2)Ⅰ (128010090)	宍粟市山崎町元山崎(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
加生(2)Ⅰ (128010091)	宍粟市山崎町門前(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
加生Ⅰ (128010092)	宍粟市山崎町加生(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

木谷 a III (128010093)	宍粟市山崎町木谷 (別図25の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
高下 d III (128010094)	宍粟市山崎町市場 (別図26の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
高下 B II (128010095)	宍粟市山崎町高下 (別図27の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
高下 (3) I (128010097)	宍粟市山崎町高下 (別図28の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
高下 C II (128010098)	宍粟市山崎町高下 (別図29の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
高下 (1) I (128010099)	宍粟市山崎町高下 (別図30の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
高下 b III (128010100)	宍粟市山崎町高下 (別図31の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
高下 a III (128010101)	宍粟市山崎町高下 (別図32の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
高下 A II (128010102)	宍粟市山崎町高下 (別図33の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
青木 B II (128010103)	宍粟市山崎町高下 (別図34の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
青木 C II (128010104)	宍粟市山崎町青木 (別図35の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
青木 (2) I (128010105)	宍粟市山崎町青木 (別図36の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
青木 c III (128010106)	宍粟市山崎町青木 (別図37の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
青木 b II (128010107)	宍粟市山崎町青木 (別図38の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
青木 (1) I (128010108)	宍粟市山崎町青木 (別図39の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
中井 (1) B II (128010109)	宍粟市山崎町青木 (別図40の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
中井 (1) A II (128010110)	宍粟市山崎町青木 (別図41の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
中井 b III (128010111)	宍粟市山崎町青木 (別図42の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
中井 (2) B II (128010112)	宍粟市山崎町青木 (別図43の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
中井 I (128010113)	宍粟市山崎町青木 (別図44の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり

中井 c Ⅲ (128010114)	宍粟市山崎町青木 (別図45の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
中井(2) A Ⅱ (128010115)	宍粟市山崎町青木 (別図46の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
中井 d Ⅲ (128010116)	宍粟市山崎町青木 (別図47の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
中井 a Ⅲ (128010117)	宍粟市山崎町青木 (別図48の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
青木 A Ⅱ (128010118)	宍粟市山崎町青木 (別図49の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
比地町 B Ⅱ (128010119)	宍粟市山崎町青木 (別図50の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
比地町 A Ⅱ (128010121)	宍粟市山崎町青木 (別図51の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
比地町 C Ⅱ (128010122)	宍粟市山崎町青木 (別図52の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
比地町 D Ⅱ (128010123)	宍粟市山崎町青木 (別図53の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
比地町 a Ⅲ (128010124)	宍粟市山崎町青木 (別図54の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
塩田(5) I (128010125)	宍粟市山崎町塩田 (別図55の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
塩田 a Ⅲ (128010126)	宍粟市山崎町塩田 (別図56の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
塩田(2) I (128010127)	宍粟市山崎町塩田 (別図57の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
塩田(3) I (128010128)	宍粟市山崎町塩田 (別図58の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
塩田(4) I (128010129)	宍粟市山崎町塩田 (別図59の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
塩田 C Ⅱ (128010130)	宍粟市山崎町塩田 (別図60の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
塩田 b Ⅱ (128010131)	宍粟市山崎町塩田 (別図61の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
塩田(1) I (128010132)	宍粟市山崎町塩田 (別図62の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
塩田 B Ⅱ (128010133)	宍粟市山崎町塩田 (別図63の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
塩田 A Ⅱ (128010134)	宍粟市山崎町塩田 (別図64の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり

寺西 f Ⅲ (128010135)	宍粟市山崎町塩田 (別図65の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
寺西 I (128010136)	宍粟市山崎町塩田 (別図66の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
寺西 C Ⅱ (128010137)	宍粟市山崎町塩田 (別図67の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
寺西 (2) I (128010138)	宍粟市山崎町塩田 (別図68の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
寺西 A Ⅱ (128010139)	宍粟市山崎町塩田 (別図69の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
寺西 e Ⅲ (128010140)	宍粟市山崎町塩田 (別図70の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
寺西 B Ⅱ (128010141)	宍粟市山崎町塩田 (別図71の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
寺西 D Ⅱ (128010142)	宍粟市山崎町塩田 (別図72の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
寺町 I (128010219)	宍粟市山崎町上寺 (別図73の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
上寺 I (128010220)	宍粟市山崎町上寺 (別図74の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
上寺 A Ⅱ (128010221)	宍粟市山崎町上寺 (別図75の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
横須 e Ⅲ (128010222)	宍粟市山崎町横須 (別図76の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
横須 d Ⅲ (128010223)	宍粟市山崎町横須 (別図77の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
横須 (1) I (128010224)	宍粟市山崎町横須 (別図78の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
横須 (4) I (128010225)	宍粟市山崎町横須 (別図79の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
横須 (3) I (128010226)	宍粟市山崎町横須 (別図80の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
横須 A Ⅱ (128010227)	宍粟市山崎町横須 (別図81の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
大谷川 (3) Ⅱ (228010048)	宍粟市山崎町下比地 (別図82 のとおり)	土石流	別図82のとおり
上ノ段川 Ⅱ (228010055)	宍粟市山崎町上比地 (別図83 のとおり)	土石流	別図83のとおり
金谷川 I (228010057)	宍粟市山崎町金谷 (別図84の とおりに)	土石流	別図84のとおり

古木谷川 I (228010067)	宍粟市山崎町木谷 (別図85の とおりに)	土石流	別図85のとおり
木谷川 I (228010068)	宍粟市山崎町木谷 (別図86の とおりに)	土石流	別図86のとおり
勝地川 I (228010071)	宍粟市山崎町青木 (別図87の とおりに)	土石流	別図87のとおり
上ノ谷 I (228010078)	宍粟市山崎町加生 (別図88の とおりに)	土石流	別図88のとおり
加生川 I (228010080)	宍粟市山崎町加生 (別図89の とおりに)	土石流	別図89のとおり
諏訪川 I (228010086)	宍粟市山崎町高下 (別図90の とおりに)	土石流	別図90のとおり
井塚川 II (228010092)	宍粟市山崎町青木 (別図91の とおりに)	土石流	別図91のとおり
成岡 II (228010103)	宍粟市山崎町塩田 (別図92の とおりに)	土石流	別図92のとおり
若杉川 I (228010104)	宍粟市山崎町塩田 (別図93の とおりに)	土石流	別図93のとおり
段 II (228010106)	宍粟市山崎町塩田 (別図94の とおりに)	土石流	別図94のとおり
段川 I (228010107)	宍粟市山崎町塩田 (別図95の とおりに)	土石流	別図95のとおり
明字 II (228010109)	宍粟市山崎町塩田 (別図96の とおりに)	土石流	別図96のとおり
岩ヶ谷川(2) I (228010153)	宍粟市山崎町横須 (別図97の とおりに)	土石流	別図97のとおり
雨ヶ鼻(2) II (228010155)	宍粟市山崎町横須 (別図98の とおりに)	土石流	別図98のとおり

(別図1から別図98までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年3月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日(月)までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス大江島店

所在地 姫路市網干区大江島91ほか

2 法第8条第2項の規定により姫路市の区域内に居住する者等から述べられた意見の概要

意見提出者名	意見の概要
網干小学校校長 清水直樹 網干小学校PTA会長 山中賢作 網干地区大江島自治会長 井上佐敏	1 店舗の駐車場出入口が面する県道大江島太子線の歩道が姫路市立網干小学校の通学路となっており、登下校中の小学生と出入りする車両との接触が懸念されるため、登下校時間帯の交通誘導員の配置を要望する。 2 計画地と隣接する住宅との距離が近いこと、騒音に対し十分な配慮を要望する。特に、荷さばき施設に近接する3軒について、配慮されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年2月25日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第2工区)

小野市中島町字馬場崎615番2、616番、617番1、617番2、618番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

小野市王子町806番地の1

小野市長 蓬萊 務

3 許可年月日及び許可番号

令和元年12月18日

兵庫県指北播（加土）（建）第1-23-2号（29小野）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年2月25日

